

下呂市 『電子契約』事業者説明会

運営：弁護士ドットコム（株）

目次

1. 電子契約サービス「クラウドサイン」とは
2. 電子契約の概要とメリット
3. クラウドサインでの契約締結方法
4. よくある質問

弁護士ドットコム

会社名	弁護士ドットコム株式会社（英文表記：bengo4.com,Inc.）
所在地	〒106-0032 東京都港区六本木四丁目1番4号 黒崎ビル6階
設立	2005年7月4日
資本金	439百万円（2022年3月現在）
上場市場	東京証券取引所グロース市場［証券コード：6027］2014年12月11日上場



創業者
代表取締役社長
弁護士

吉野 太一郎



取締役
クラウドサイン事業責任者
弁護士

吉野 大地

弁護士ドットコムとは

日本最大級の法律相談ポータルサイトです。

弁護士への無料相談、地域や分野などから弁護士や法律事務所の検索サービスを始め、法律トラブルの解決をサポートするコンテンツを多数ご用意しています。



紙とハンコの課題を解決する 電子契約サービス



国内電子契約市場を牽引

日本の電子契約市場の立ち上がりを支え、政府へのIT化戦略のご提言を始めとし、電子契約の普及とともに、事業を成長させてきました。



政府へのIT化戦略のご提言



クラウド型電子署名サービス協議会の設立

電子契約サービス「クラウドサイン」とは

インターネット上で 契約締結から契約書管理まで可能なサービス



シェアNo.1の電子契約サービス 「クラウドサイン」



導入社数 **130万社超**

国内でNo.1の利用実績/認知度があり
貴社のみならずお取引先様も安心安全
にご利用頂けるサービスです

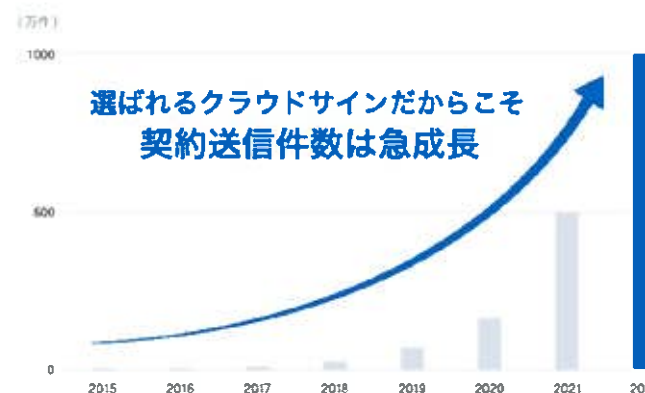
TOYOTA



NOMURA



累計送信件数 **1000万件超**



※1 株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場2021年版」(電子契約ツール、2020年度実績)による
※2 電子契約総合研究所調べ。調査方法は外部調査機関によるヒアリング及びアンケート調査による。国内事業部から国内事業部、企業または個人に例する電子契約送信とする。
※3 電子契約総合研究所調べ。調査方法は外部調査機関によるアンケート調査による

クラウドサイン導入企業（一部抜粋）

CLOUDSIGN



クラウドサインは自治体シェアもNo.1※1

クラウドサイン導入自治体（一部抜粋）

関東地方

- 東京都（2022.10～）
- 埼玉県（2022.4～）
全庁試験導入
- 茨城県（2021.5～）
区内功の都道府県における
電子契約導入例
- 茨城県笠間市（2021.7～）
- 茨城県かすみがうら市
（2022.10～）
- 茨城県つくば市（2022.4～）
- 千葉県浦安市（2022.4～）※5
- 埼玉県坂戸市（2022.10～）

北海道・東北地方

- 青森県（2022.11～）
- 秋田県（2022.12～）
- 北海道ニセコ町（2023.1～）

中部地方

- 富山県（2022.10～）
- 長野県（2022.11～）
- 長野県中野市（2022.1～）
- 長野県高森町（2022.3～）
- 新潟県粟島浦村（2022.3～）
- 岐阜県御嵩町（2022.7～）

近畿地方

- 奈良県生駒市（2022.2～）
- 大阪府枚方市（2022.10～）

中国・四国地方

- 高知県（2022.5～）
- 広島県三原市（2022.4～）
- 島根県海士町（2022.10～）

九州・沖縄地方

- 熊本県菊池市（2021.9～）
- 鹿児島県志布志市（2022.10～）
- 沖縄県竹富町（2022.12～）



※1：国土交通省「自治体電子化推進事業」



電子署名法

クラウドサインは電子署名法2条1項と同法3条に準拠する仕様を標準仕様としており、契約の真正性における推定項を得やすいサービスでございます。



電子帳簿保存法

弁護士監修の機能開発で電子帳簿保存法に準拠「認定タイムスタンプ」を採用し、法的に安心してご利用いただけます。現行の法令への対応だけでなく、これからの電子契約自体の普及に向けて、積極的に活動を行っております。

2021年2月5日

総務省・法務省・経済産業省・財務省よりクラウドサインが日本初、
電子署名法第2条第1項に定める「電子署名」に該当すると回答。

利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A

サービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関して、
電子署名法上の位置付けを明確にするため、Q&Aを作成いたしました。

[電子署名法第2条関係Q&A\(令和2年7月17日\)](#) [PDF:221KB]

[電子署名法第3条関係Q&A\(令和2年9月4日\)](#) [PDF:162KB]

産業競争力強化法第7条第3項の規定に基づく回答について

産業競争力強化法第7条第3項の規定に基づき、次のとおり回答しましたので、お知らせします。

回答日	事業者名	回答等
令和3年2月5日	弁護士ドットコム株式会社	照会書 【PDF】 回答書 【PDF】

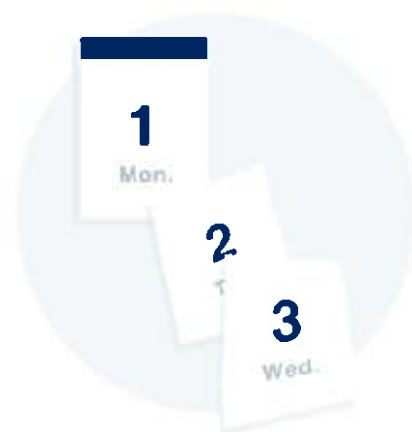
[民事局フロントページへ戻る](#)

電子契約の概要とメリット

紙契約が引き起こす課題

製本や郵送の準備に
手間がかかる...

押印のために出社を
しなければならない



業務スピードの低下

契約締結までに
1週間以上必要

過去に締結した
契約書の確認に
時間がかかる

紙契約が引き起こす課題



契約締結のスピードアップ&業務効率化

従来の紙と印鑑での契約締結



クラウドサインでの契約締結



サイトへの文書のアップロード・メール送信のみで契約が完了
スピード締結を実現します

コストの削減



いつでもどこでも契約締結が可能に



✓ 在宅勤務で契約

✓ 出張中・移動中にも契約

クラウドサインでの契約締結方法

自治体様がクラウドサインで契約書を送信すると
皆さまにはクラウドサインからメールで確認依頼が届きます

〇〇市 (〇〇市役所)から 「デモ用_秘密保持契約書」の確認依頼が届いていま  
す 

クラウドサイン <support@cloudsign.jp>
To 自分

13:19 (9 分前) ☆ ↶ ⋮





確認依頼

株式会社デモ商事
田中 太郎 様

書類の確認依頼が届きました。

デモ用_秘密保持契約書

From: 〇〇市 様 〇〇市役所

書類を確認する
(URL有効期限 2020/03/29 (日) 13:19)

有効期限を過ぎてしまった場合は送信者に再配信を依頼してください。

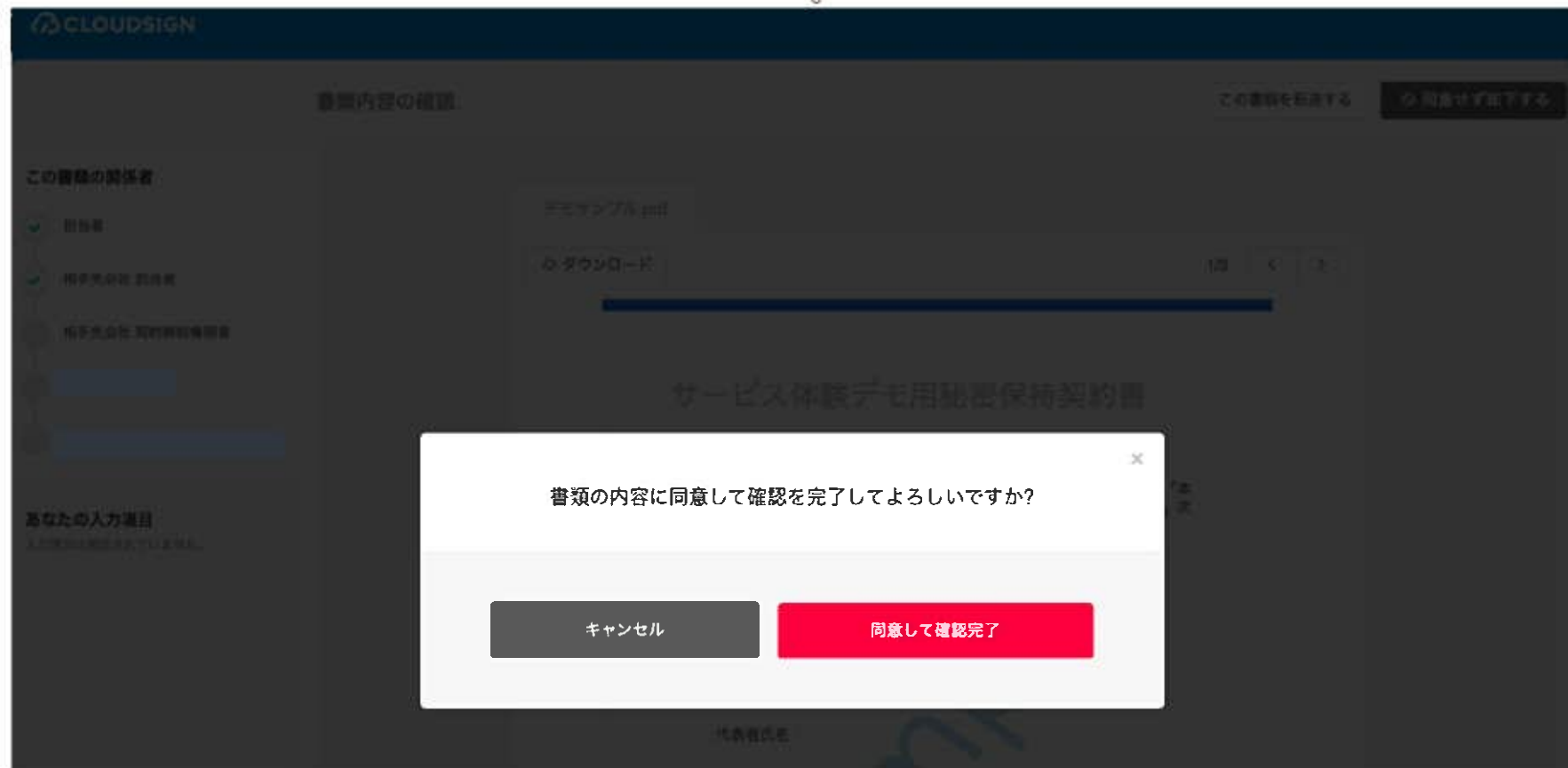
操作方法（受信側）② 内容確認・同意

ブラウザ上で契約書の内容を確認します。
この時、左側には書類の確認フローが表示されています



操作方法（受信側）② 内容確認・同意

内容を確認し、問題なければ「同意して確認完了」という赤いボタンを押します



締結完了後はPDFの契約書が添付されたメールを受信

CLOUDSIGN

電子署名が付与済みのPDFファイルの契約書が添付されたメールが届く



契約書ファイルが6MBの場合は、メールに添付されないため、
メール内のURLからアクセスして契約書をダウンロードしてください。
メール内のURLは10日間のみ有効です。



締結完了 [共有] - 添付されていません

クラウド 花子 様

書類の合意締結が完了しました。

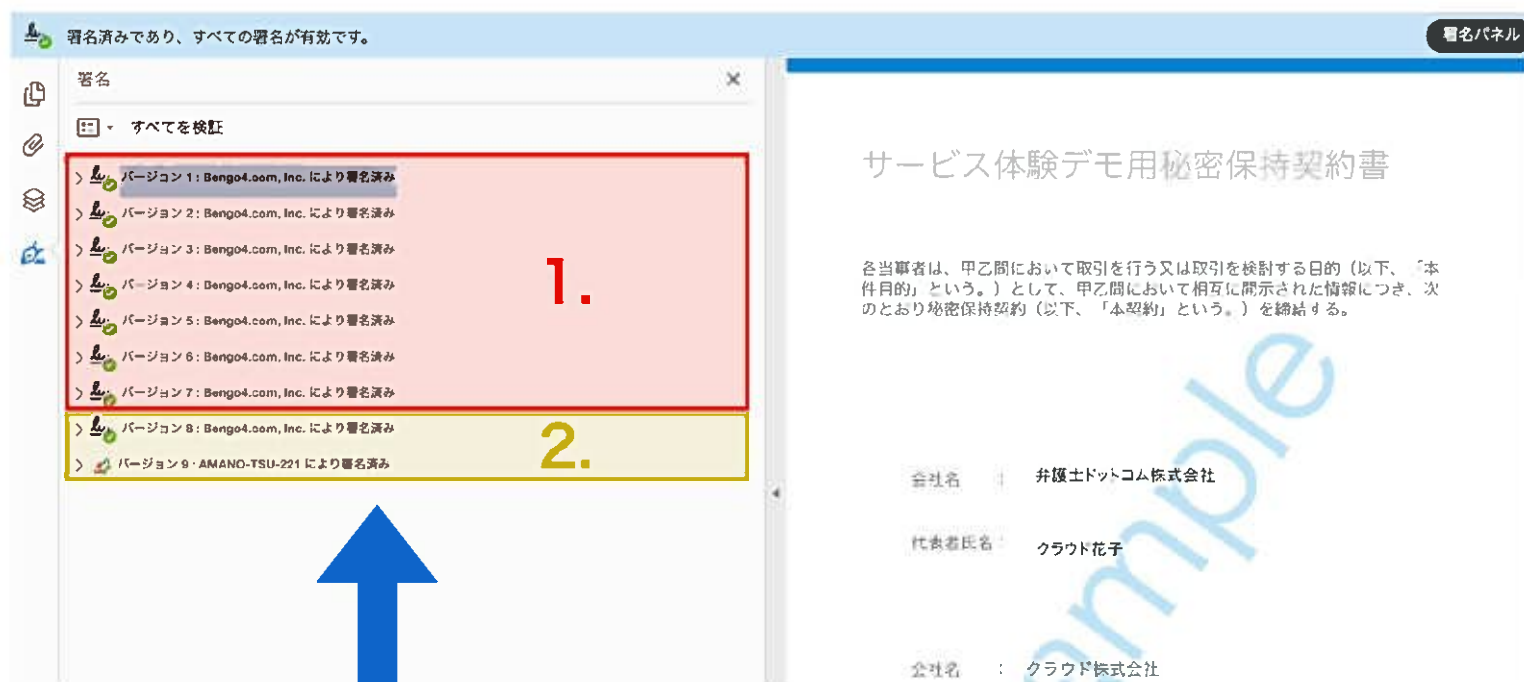
書類のファイルサイズが規定を超えたため、メールへの添付ができませんでした。

2019/08/01 (木) 16:00までに下のボタンよりダウンロードをしてください。

書類をダウンロードする
(URL有効期限: 2019/08/01 (木) 16:00)

契約書のPDFには電子署名が施されています

Adobe Acrobat ReaderでPDFファイルを開き、署名パネルで電子署名・タイムスタンプが確認できます



1. 電子署名（赤の枠線部分）
2. タイムスタンプ（黄色の枠線部分）

詳細な確認方法はこちら >> <https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2684919-電子署名とタイムスタンプを確認する>

クラウドサインを導入済の場合、締結完了後はクラウド上に自動保管

締結済みの契約書はクラウドサイン上にも自動保管
書類の検索や社内共有がいつでも・どこでも行うことができます

またこちらから合意締結証明書のダウンロードができます。

書類 / 管理書類

書類インポート 書類情報の一括操作(CSV) CSVダウンロード CSVアップロード

絞り込み条件: 進行中 締結済み 却下 インポート書類 1 - 50 / 450

ステータス	件名	契約開始日～契約終了日	最終更新
0 / 3	デモ用_秘密保持契約書 From: 高橋 佐和 To: 田口部長, 田中 太郎, 山田 次郎	未設定	田口部長 未開封
0 / 3	デモ用_秘密保持契約書 From: 高橋 佐和 To: ○○部長, 田中 太郎, 山田 次郎	未設定	○○部長 未開封
0 / 1	デモ用_秘密保持契約書 From: 高橋 佐和 To: 田中 太郎	未設定	田中 太郎 開封: 12:29
✓	デモ用_秘密保持契約書 From: 高橋 佐和 To: 田中太郎	未設定	2020/03/16 (月)
↓	デモ用_秘密保持契約書	未設定	2020/03/16 (月)
↓	デモ用_産業廃棄物処理委託 (収集運搬)	未設定	2020/03/16 (月)
↓	デモ用_産業廃棄物処理委託 (処分用)	未設定	2020/03/16 (月)
↓	デモ用_産業廃棄物処理委託 (処分用)	未設定	2020/03/16 (月)
↓	デモ用_産業廃棄物処理委託 (処分用)	未設定	2020/03/16 (月)

よくある質問



事業者側もクラウドサインとの契約が必要ですか？

不要です
受取手として締結した場合は
、
料金もかかりません。





インストールなどの
事前準備が必要ですか？

不要です

インターネットを利用して締結をします。

推奨環境：Chrome、Safari、Firefox、Microsoft Edge

※Internet Explorerは非推奨です





インターネット環境に
つながっていないくても
電子署名は確認できますか？

できません
電子署名を確認する際は
インターネット接続環境をお願いします





締結後の書類は
どう保管すればいいですか
？

PDFファイルが原本となります。
PDFファイルを可読性・検索性を担保できる場所で
保管してください

- 電子帳簿保存法に対応した保存方法の詳細はこちら
<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348-クラウドサイン受信時の書類の保存に関して-電子帳簿保存法改正への対応>



電子帳簿保存法への対応

電子契約で締結したPDFの契約書は、電子帳簿保存法に対応した形でデータで保存する必要があります

電子帳簿保存法 対応に必要な主要要件

保存義務

真実性の確保

関係書類の備付け

見読可能性の確保

検索機能の確保



クラウドサイン フリープランで対応可能

フリープランはクラウドサインTOPページからご登録可能です



クラウドサインについて

機能とセキュリティ

料金

導入事例

お役立ち情報

ログイン

無料で始める

資料請求

契約書は、 クラウドサイン する時代へ。

※ 簡単1分 ※

まずは資料ダウンロード >



PDFの契約書の編集は可能ですか？

ファイル名の変更は可能ですが
、
マーカーを含め内容を編集する
と
電子署名は無効となります。





電子契約締結用の
社内運用フローを考える必要
が
ありますか？

契約の方式が変わるだけ。
フローが大きく変わることはありません。



困ったときはこちらまで

ヘルプセンター [\(https://help.cloudsign.jp/ja/\)](https://help.cloudsign.jp/ja/)

フリーのKWでQ&Aを検索できます

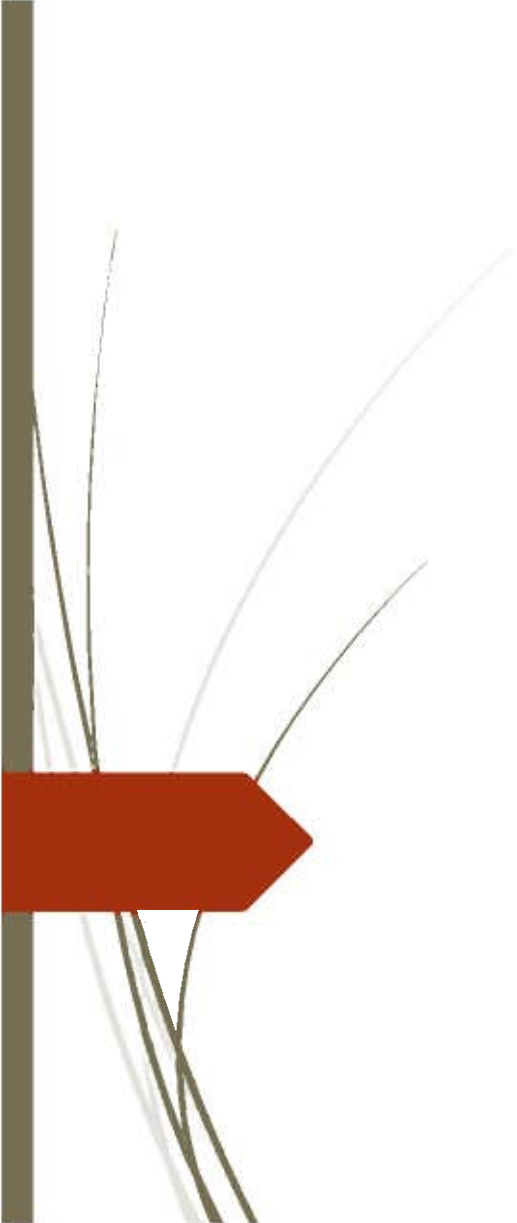


チャットサポート

対応時間：平日10:00~18:00



機能・操作などに関する質問は、自治体に問い合わせるのではなく
クラウドサインのヘルプセンター・チャットサポートをご覧ください



電子契約導入に関する 事業者説明会資料

令和5年9月15日

下呂市 まちづくり推進部 財務課



電子契約の対象となる契約

電子契約の対象となる契約は、下呂市が締結する契約のうち、令和5年10月以降に入札公告又は入札通知する、電子入札執行案件とします。

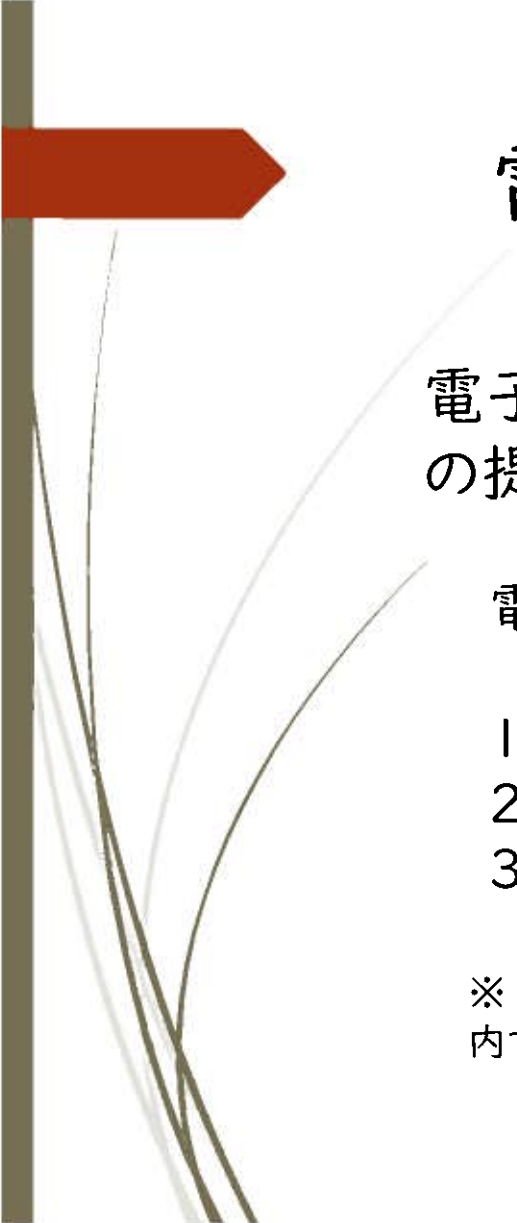
対象案件 建設工事、建設コンサルタント業務、森林整備 等

※対象外の契約

- ・法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
- ・その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

※電子入札によらない、役務の提供・物品購入等も今後、電子契約の対象としていく予定です。

★対象となる案件は、入札公告又は入札執行通知時に個別にご案内します。なお、受注者が紙での契約又は電子契約を選択することができます。



電子契約の利用にあたって

電子契約の利用にあたっては、「電子契約利用申出書」の提出が必要となります。

電子契約利用申出書の記載内容は次のとおりです。

1. 電子契約利用の同意
2. 契約締結権者及び契約締結者
3. 利用するメールアドレス

※「電子契約利用申出書」については入札公告又は入札執行通知時に個別にご案内するとともに、市HPに様式を掲載する予定です。

電子契約締結フロー

下呂市

受注者

① 入札公告又は入札執行通知
に電子契約が可能かを明示

② 入札（落札候補者又は落札
者の決定）

④ 「電子契約利用申出書」を
受理しメール等で承諾通知

「電子契約利用申出書」を
メールで提出

③

⑤ 契約書を電子契約システム
にアップロード
※アクセスコードの通知

電子契約（クラウドサイン）

メール自動送信

受信したメールのリンクから
契約書を確認し承認

⑥

⑦ 契約書の最終確認及び承認

メール自動送信

契 約 締 結
受注者及び下呂市は契約書ファイルを保管



下呂市からのお願い

電子契約を利用することにより、下呂市だけではなく契約相手方である事業者様の双方にとってメリットがあり、利便性向上及び業務負担の軽減が図れるものと期待しています。

電子契約の積極的な活用につきまして、ご検討いただきますようお願いいたします。

電子契約のメリット

- ・コスト縮減（印紙代、郵送代等が不要）
- ・契約手続きの高速化（書類の移動が不要なため、契約までの時間が短縮）
- ・業務の効率化（製本、押印、郵送等の作業時間が縮減）

参考「電子契約利用申出書」様式

別記様式（第7条関係）

電子契約利用申出書

年 月 日

下呂市長 宛

住 所
商号又は名称
代 表 者

下記の契約条件について、下呂市と電子契約の締結を希望します。なお、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

契約案件名	案件番号	
	案 件 名	
契約締結権者	役 職	
	氏 名	
	メールアドレス	
相 当 者	役 職	
	氏 名	
	メールアドレス	
	電話番号	

※この申出書は、契約ごとに電子メールにデータ添付のうえ提出してください。

※メールアドレスは、半角で入力してください。誤りの無いよう十分ご確認ください。

※担当者欄は、当該案件の契約事務を担当する方を記載して下さい。担当者のメールアドレスは、契約権者のものと同一の場合は「同上」で構いません。

※提出した申出書の内容に変更があった場合は、再度提出してください。申出を撤回する場合は、市の担当者と協議の上、文書（電子メール含む。）にてその旨を申し出てください。

※工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、この申出及びその応答をもって相方に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置。

※電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等。

※本申出書の提出先：geo000004@city.geo.lg.jp